

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 26 日

各都道府県（港湾担当部長） 殿

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者

各市
広尾町
各一部事務組合
新居浜港務局

（港湾担当部長） 殿

国土交通省港湾局 総務課長
海岸・防災課長

中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について（周知・協力依頼）

新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部で見られる現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」

（令和 2 年 2 月 12 日閣議了解）に加え、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について、別添 1 のとおり閣議了解が行われましたので周知いたします。

貴職におかれましては、水際対策を徹底する観点から、検疫所等と連携し、引き続き別添 2 の新型コロナウイルス感染症対策について実施をお願いします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

中華人民共和国等で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症
に関する政府の取組について

（ 令和 2 年 2 月 26 日
国家安全保障会議決定
閣 議 了 解 ）

新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国以外の国等においても感染の拡大が一部でみられる現下の状況に鑑み、政府一体となった施策を関係省庁が連携して実施することとし、その重要性に鑑み、中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和 2 年 2 月 12 日閣議了解）に加え、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に大韓民国大邱広域市及び慶尚北道清道郡における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1 に基づく取扱いについては、2 月 27 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。ただし、同日午前 0 時（日本時間）より前に外国を出発する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船し、同日午前 0 時（日本時間）以降に本邦に到着した航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、対象としない。
- 3 1 の変更については、別途閣議了解を行う。

以 上

港湾における新型コロナウイルス感染症対策

- 検疫所作成の啓発ポスター（症状がある乗客の検疫官への申告）を、港湾管理者等がクルーズ船及び国際フェリーの国際旅客船ターミナル等に掲示し、利用者への情報提供の実施。【検疫所業務への協力】（令和2年1月16日付及び令和2年1月21日付事務連絡）
- 港湾管理者・整備局において、検疫所によるサーモグラフィー検査が滞りなく実施されていることを現場で確認【検疫所業務の把握】（令和2年1月21日付事務連絡）
- 各港で設置している港湾保安委員会等の枠組みを活用した、C I Q官署や港湾関係者等との情報共有・意見交換の実施【検疫所との連携体制の構築・情報提供】（令和2年1月27日付事務連絡）
- 検疫所からの依頼があれば、ターミナル内におけるアナウンスの実施及び入国者の導線の分離について、港湾管理者等の協力【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 発症が疑われる旅客が発生した際に検疫所から依頼があれば、患者等の搬送の準備が整うまでの間のターミナル内の待機場所を提供できるよう、あらかじめ確認【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルを含む国際埠頭内で働く職員や作業員、従業員などに、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努める【職員等の感染予防対策】（令和2年1月30日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルにおける日本政府観光局（JNTO）のコールセンターのチラシの掲示・配布等による外国人利用者への情報提供の実施【JNTOへの協力】（令和2年2月12日付事務連絡）
- 職員全員に対し、厚生労働省発表の「新型コロナウイルスを防ぐには」を周知するとともに、アルコール消毒液設置等の感染対策の実施【職員への感染対策】（令和2年2月12日付事務連絡）

- 「相談・受診の目安」を周知し、発熱等の風邪症状が見られるときに、職員の方々が休みやすい環境整備を進めるとともに、時差出勤やテレワークの活用の特段の配慮を実施。また、イベント等を開催する際には、適切な対応に努める【職員等への感染対策】（令和2年2月20日付事務連絡）